

重度心身障害者福祉医療費受給者証の更新について

重度心身障害者福祉医療費受給者証の有効期間が近づいています。更新該当者は、更新手続きを忘れず行いましょう。

対象者

- ・有効期間が令和2年9月30日までの福祉医療費受給者証をお持ちの人
- ・前年度、所得制限により受給できなかった人
(令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)の所得によっては受給が可能です。)

更新に必要なもの

- ・福祉医療費受給者証交付申請書
- ・対象者の健康保険証
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・現在お持ちの福祉医療費受給者証
- ・(身体・療育・精神)障害者手帳

更新案内の送付・手続き

- ・更新対象者には、案内通知および申請書を9月上旬に郵送します。
- ・更新に必要なものを持参して、該当地区の更新日程日に更新手続きを行ってください。

月 日	時 間	場 所	地 区
9月7日(月)	10時～12時	町福祉センター	多芸西部
	14時～16時	小畑公民館	小畑
9月8日(火)	10時～12時	上多度公民館(上多度プラザ)	上多度
	14時～16時	池辺公民館	池辺
9月9日(水)	10時～12時	広幡公民館	広幡
	14時～16時	町中央公民館	養老
9月10日(木)	10時～12時	笠郷公民館(就業改善センター)	笠郷
	14時～16時	室原自治会館	室原
9月11日(金)	10時～12時	多芸公民館	多芸東部
	14時～16時	日吉公民館	日吉
9月14日(月) 以降	8時30分～17時	町役場 健康福祉課	高田 指定日に手続きができなかった人

※該当日に手続きできない場合は、上記のとおり14日以降に町役場の窓口にて手続きをお願いします。

※各地区で手続きをされる場合、名簿への記入と検温へのご協力をお願いします。

※**郵送による申請も可能です。**申請書に必要な事項を記入し、保険証の写し、障害者手帳の写しを同封し、町役場健康福祉課まで郵送してください。審査を行った後、2週間ほどで発送いたします。書類に不備がある場合は発送が遅れることがありますのでご注意ください。

郵送申請先 〒503-1392 養老町高田798番地 養老町役場 健康福祉課

問 健康福祉課 ☎32-1105